資料４

議案第　　　号

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年２月　　日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成２３年さいたま市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　次に掲げる行為<u>及び市又は事業者が、合理的配慮に基づく措置を行わなければ障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること</u>をいう。 ア　［略］ イ　障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ ウ　障害者を雇用し、又は業務に従事させる場	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑺　［略］ ⑻　次に掲げる行為をいう。 ア　［略］ イ　障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ｱ)・(ｲ)　［略］ <u>(ｳ)　合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</u> ウ　障害者を雇用し、又は業務に従事させる場

合に行う次に掲げる行為 (ア)・(イ)　［略］	合に行う次に掲げる行為 (ア)・(イ)　［略］ (ウ)　合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
エ～ク　［略］	エ～ク　［略］
(9)・(10)　［略］	(9)・(10)　［略］
（意思疎通等が困難な障害者に対する施策等）	（意思疎通等が困難な障害者に対する施策等）
第２５条　［略］	第２５条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。	３　事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
４　［略］	４　［略］
（障害者の社会参加の機会の拡大）	（障害者の社会参加の機会の拡大）
第２６条　［略］	第２６条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。	３　建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。